

(別紙様式第1号)

計画作成年度	平成21年度
計画主体	熊本県阿蘇市

## 阿蘇市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 阿蘇市経済部農政課  
所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1  
電話番号 0967-22-3274 内線1433  
FAX番号 0967-22-4566  
メールアドレス nousei@city.aso.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ
計画期間	平成21年度～平成23年度
対象地域	阿蘇市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（平成20年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	豆類・野菜・針葉樹	80a【462千円】
イノシシ	水稻・雑穀・野菜等	210a【1,844千円】
ニホンザル (H19被害値)	野菜類(トマト、家庭菜園分)	10a【15千円】

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

### (2) 被害の傾向

鳥獣名	年度	被害作物	被害面積	被害額（千円）	捕獲数
ニホンジカ	H18	野菜（キャベツ）	1.7ha	3	2頭
	H19	なし			6頭
	H20	豆類・野菜類・針葉樹	0.8ha	462	36頭
イノシシ	H18	飼料作物	25ha	なし	80頭
	H19	水稻・野菜・飼料作物	1.4ha	186	32頭

	H20	水稲・雑穀・飼料作物・野菜類	2.1ha	1,844	57頭
ニホンザル	H18	なし			0頭
	H19	野菜類（トマト、家庭菜園分）	0.1ha	15	0頭
	H20	なし			1頭

ニホンジカに関しては、山林地域において、ヒノキ、スギの食害や剥皮被害が年間を通して多く見られ、阿蘇市全域で被害が拡大している。

イノシシについては、年間を通して山林に隣接した農地を中心に、水稲、雑穀類、野菜等の被害や、田畑の畦を荒らすなどの被害が増加している。

ニホンザルについては、現在のところ農作物の被害は出ていないものの、春から秋にかけて林道桜ヶ水線の分譲地、大和ハウス分譲地周辺の家庭菜園等を荒らし、人への被害も懸念されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成20年度）	目標値（平成23年度）
ニホンジカ	80a【462千円】	56a【323千円】
イノシシ	210a【1,844千円】	147a【1,290千円】
ニホンザル	(H19被害値) 10a【15千円】	0a【0千円】

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	阿蘇市有害鳥獣捕獲隊（21班）を編成し、銃器及びわなによる捕獲活動を実施。また、ニホンザルについては、ロケット花火による追い払いも実施している。	有害鳥獣が増える一方、捕獲隊の高齢化、後継者不足であるため、早急に、担い手の育成（新規狩猟者の確保）が必要である。また、サルの捕獲実績が上がらないので捕獲方法の検討を行う必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	阿蘇市有害鳥獣被害対策事業により防護柵等の設置費用の一部（上限3万円）を助成しており、農地への被害防止対策に努めている。	毎年、被害対策事業の防護整備を実施しているが、制度の周知が足りなく事業の普及率が少ないため、より一層の普及推進が必要である。また、地域全体での取組がなされていないため、防除効果が上がっていない。 鳥獣の潜み場所や餌場となっている耕作放棄地の解消が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記載する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ、追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ①阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会を中心に、被害防止対策を検討するとともに、市民への普及活動を推進する。
- ②捕獲隊員の確保、新規狩猟者への補助として新規狩猟免許取得費用（狩猟講習会、狩猟免許費用の一部を負担）の助成を計画する。
- ③捕獲隊に対して事故防止対策の強化、市民への周知を図る。
- ④地域が一体となり、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。（耕作放棄地の解消、廃棄作物の始末等）

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現存の体制【阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会の中の阿蘇市有害鳥獣捕獲隊（21班）】で捕獲活動を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成21年度～23年度	ニホンジカ	①阿蘇市有害鳥獣捕獲隊と連携して、銃器及びワナ等で捕獲を行う。 ②後継者の育成（担い手育成）に伴い、狩猟免許取得の費用の一部を助成する。 ③有害鳥獣捕獲補助として ニホンザル 1頭につき3万円。 ニホンジカ 1頭につき8千円 イノシシ 1頭につき3千円
	イノシシ	
	ニホンザル	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

熊本県が定める特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ、イノシシ）及び野生ザル対策方針を踏まえ、近年の捕獲実績を参考に設定する。また、予察捕獲も検討する。

平成20年度の捕獲実績については、ニホンジカ36頭、イノシシ57頭、ニホンザル1頭となっている。

ニホンジカについては、特定計画に基づき最終的な目標密度を0頭/Km<sup>2</sup>とする。

イノシシについては、捕獲しているものの、農産物被害が増加している為、平成20年度捕獲実績の毎年20%増以上の捕獲を目標とする。

ニホンザルについては、今までどおり、ロケット花火による追い払いを実施するも、箱ワナの導入など捕獲方法を検討し、白髭山A群については近隣市町村（南阿蘇村、高森町）と連携して全頭捕獲を目標とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等（有害鳥獣捕獲分）		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ニホンジカ	43頭	50頭	60頭
イノシシ	68頭	81頭	97頭
ニホンザル	白髭山A群については近隣市町村（南阿蘇村、高森町）と連携して全頭捕獲する。	白髭山A群については近隣市町村（南阿蘇村、高森町）と連携して全頭捕獲する。	白髭山A群については近隣市町村（南阿蘇村、高森町）と連携して全頭捕獲する。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### 捕獲等の取組内容

従来どおり阿蘇市全域において、狩猟期間を除く通年捕獲を実施する。

有害鳥獣捕獲隊により銃器・ワナ等により捕獲する。

有害鳥獣捕獲許可は、狩猟期間並びに狩猟期間の前後15日間は鳥獣保護区、休猟区等を除き、原則として許可しない。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
阿蘇市全域	ニホンジカ・ニホンザル

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	防護柵設置補助 市単独予算900千円  阿蘇市全域	防護柵設置補助 市単独予算900千円  阿蘇市全域	防護柵設置補助 市単独予算900千円  阿蘇市全域

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成21年度 平成22年度 平成23年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	阿蘇市全体の防護柵設置・管理及び環境整備等についての普及活動を実施する。防護柵の管理については、イノシシ等の侵入経路を防止するために下刈りや藪等の刈り払い、廃棄作物の始末や追い払い活動を行うように指導する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

## 5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会
構成機関の名称	役割
阿蘇市農政課	有害鳥獣被害対策に関する全般的な管理を行う。 ① 捕獲等の許可 ② 有害鳥獣捕獲協議会の事務運営
阿蘇市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣の捕獲活動、情報提供

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
阿蘇地域振興局 林務課 農業普及・振興課	随時、被害防止対策、鳥獣保護に関する情報提供を行う。
熊本県農業共済組合阿蘇 中部支所	定期的に有害鳥獣による農林作物の被害状況、被害防止対策の情報提供を行う。営農（林）指導。
阿蘇農業協同組合	
阿蘇森林組合	

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現状の捕獲隊と市農政課で対応するため、鳥獣被害対策実施隊は設置しない。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の後継者育成に伴い、狩猟免許取得の費用の一部を助成する。  
阿蘇市有害鳥獣捕獲協議会において、最善の被害防止ができるよう努める。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設又は自家消費。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する市町村（南阿蘇村、高森町）と連携して、有害鳥獣の捕獲を検討する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。